

Q&A集

最終更新日：10月15日（水）

No.	質問内容	回答
【1. 住居等について】		
1	住民票上の住所と、通勤を予定している住所が異なるがよいか。	構いません。
2	通勤する住所を、年明け、さらには3月頃に決める予定であるため、住居届や通勤届の提出が遅れてしまうがどうしたらよいか。	遅れても構いません。ただし、住所判明後、速やかに提出してください。 提出期限までには、提出可能な書類のみ提出してください。
3	住居手当（家賃の補助）はどれくらいか。	住居手当は、賃借する家賃額（共益費等は含まない）に応じて支給します。 家賃額が 55,000 円以上であれば、一律 27,000 円（上限）が、55,000 円未満であれば、その家賃額のおおよそ半額が住居手当として支給されます。
4	採用日時点の住所が未定だが、各書類の住所の記入はどうしたらよいか。	住所の記入が必要な書類について以下のとおりです。 【雇用に関する書類】 書類番号1 新規採用者 個人票 現住所 → 記入日時点の住所を記入。 採用日時点の住所 → 採用日時点の住所を記入（未定の場合は「未定」）。 住民票上の住所 → 記入日時点の住民票上の住所を記入。 【給与に関する書類】 書類番号1 組合員資格取得届書 現住所 → 基本的には、採用日時点の住所を記入。未定の場合は、住所判明後に速やかに提出してください。 書類番号3 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 あなたの住所又は居所 → 基本的には、採用日時点の住所を記入。未定の場合は、記入日

		<p>時点の住所を記入。</p> <p>書類番号5 住居届 住宅の所在地 → 通勤する家の住所</p> <p>書類番号6 通勤届 住居 → 通勤する家の住所</p> <p>青字の書類については、期日までに提出すること。緑字の書類については、住所が判明次第、提出すること。</p>
5	どんな条件を満たせば、住居手当は支給されるか。	<p>住居手当の支給条件は下記の4点です。</p> <p>① 賃貸住宅であること ② 賃貸借契約者が職員本人であること ③ 家賃等支払者が職員本人であること ④ 「届出の理由が生じた日」が属する月の家賃を、職員本人が支払っていること。</p> <p>④について、「届出の理由が生じた日」は“令和8年4月1日”を指しますので、本来であれば令和8年4月の家賃をご自身で支払っている証明が必要です。しかし、それでは多くの方が、住居手当の申請が遅くなってしまうため、特別措置として、直近の（契約時点の）家賃支払いが証明できれば、書類として認めています。</p> <p>なお、条件を満たすのであれば、令和7年10月や11月の家賃支払い証明でも令和8年4月の給与から、住居手当を支給するということになります。</p>
6	「B 給与に関する書類 - 書類番号6 通勤届」について、様式下部の枠に、＜通勤方法が自動車の場合、車種・ナンバー・色を記載＞とあるが、通勤する車が決まっていない場合、どのように提出すればよいか。	<p>「通勤届」自体が提出可能であれば、ひとまず当該枠は無記入のままご提出ください。</p> <p>車が決まったら、“差し替え”として「通勤届」を再提出してください。</p>

【2. ワクチン歴チェックシートについて】

1	<p>ワクチン歴チェックシートについて教えてほしい。</p>	<p>ワクチン歴チェックシートは、シートの左側から順に確認していただきたいところですが、要約すると下記のとおりです。</p> <p>A: 各項目につき、2回ずつ予防接種記録はあるか 「ある」 → Bへ 「ない」 → Cへ</p> <p>B: 過去2回の予防接種記録を提出すること。 C: 採用日前3年以内に抗体価検査を行ったか。 「行った」、かつ「検査結果が残っている」 → Dへ 「行っていない」、または「行ったが、検査結果が残っていない」 → Eへ</p> <p>D: その抗体価検査結果が、各項目につき“陽性”ならば、抗体価検査結果を提出すること。 “陽性（基準を満たしていない）”、または“陰性”ならば、追加の予防接種を1回ないし2回受け、検査結果および予防接種記録を提出すること。</p> <p>E: 抗体価検査を行うこと。抗体価検査結果をもとにDの対応をすること。</p>
2	<p>過去に抗体価検査を行い、“陽性（基準を満たしていない）”、“陰性”という結果だったため、追加の予防接種を受けたが、その後抗体価検査をしていないので、抗体がついているか分からない。</p>	<p>重要な点は、ア: 各項目につき予防接種を2回ずつ受けていること、またはイ: 採用日3年以内に行った抗体価検査後、抗体が“陽性（基準を満たしていない）”や“陰性”の場合、予防接種を1回ないし2回受けているか、ということです。</p> <p>抗体がつきにくい体質の方が一定数いるため、ガイドラインに沿って（ア）、または（イ）で可としています。</p> <p>質問の回答としては、「（予防接種後）抗体がついているかどうかの確認の検査は不要。」ということになります。</p>

3	<p>ワクチン歴は1回しかないが、採用日前3年以内に抗体価検査をしており、その結果“陽性(基準を満たす)”だった。この場合、STEPに従って、追加の予防接種をすべきか、抗体価検査結果の提出で済むかどうか。</p>	<p>STEP の順番とは異なりますが、抗体価検査結果を優先していただいて構いません。</p> <p>極論、採用日前3年以内に実施した抗体価検査結果において、すべて“陽性(基準を満たす)”であれば、過去の予防接種歴(ワクチン接種歴)の提出は不要ということになります。</p>
<p>【3. 身体検査書について】</p>		
1	<p>当センターで健康診断を受診することができますか。</p>	<p>当院でも検査可能ですが、混雑状況によっては、待ち時間が長くなる可能性があります。と説明書きに記入しておりましたが、現在、医師以外の健康診断は受付をお断りしております。記載が誤っており申し訳ありませんが、身体検査書の記載内容全てを検査可能なお近くの医療機関にて実施をお願いします。</p>